

項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
健康保険に関すること				
国民健康保険	国民健康保険の対象となる方	転入手続き終了後、1週間程度で送付する <b>交付通知書に記載のもの</b> をご持参のうえ、国民健康保険証をお受け取りください。その際、前区で使用されていた国民健康保険証を返却してください。	2階 22番	保険年金課 (保険年金) (06) 6694-9956
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度の対象となる方	転入手続き終了後、1週間程度で新住所を記載した保険証を簡易書留で送付します。		
医療費助成・介護保険に関すること				
各種医療費助成	各種医療助成の対象となる方	こども医療(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもがおられる方)、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の医療証をお持ちの方は住所変更手続きが必要です。対象者の <b>健康保険証</b> 、 <b>お持ちの医療証</b> をご持参ください。	2階 27番	保健福祉課 〔高齢者支援 介護保険〕 (06) 6694-9859
介護保険	65歳以上の方 40～64歳の方で 介護認定を受けておられる方	手続きは必要ありません。 後日、住所変更後の介護保険証を送付します。		